

平成 28 年 3 月 18 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦



平成 27 年度介護報酬改定に関する Q & A (vol. 5) の削除のお願いと  
Q & A (vol. 6) の送付について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 28 年 3 月 15 日付で、貴職宛に「平成 27 年度介護報酬改定に関する Q & A (vol. 5) (平成 28 年 3 月 11 日) の送付について (介 143)」としてご送付した介護報酬改定に関する Q & A につきまして、本日、厚生労働省担当部局より、内容に誤りがあるため Q & A (vol. 5) の削除依頼と平成 27 年度介護報酬改定に関する Q & A (vol. 6) を送付する事務連絡がありました。

本会では、Q & A (vol. 5) の対応について、厚生労働省と協議の上、当該加算の届出については本年 3 月 18 日までの間は受理されるということを確認しておりましたが、Q & A (vol. 6) についても、更なる期間の延長を協議し、届出については 3 月 28 日までとすることを確認し、その旨を示した事務連絡を入手いたしましたので、Q & A (vol. 6) と併せてご連絡申し上げます。

本件について急ぎご送付いたしますので、貴会におかれましても本内容をご了知いただきますとともに、何度もお手数をおかけし大変申し訳ございませんが、貴会傘下の郡市区医師会および会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・「平成 27 年度介護報酬改定に関する Q & A (vol. 6) (平成 28 年 3 月 18 日)」の送付について  
(平 28. 3. 18 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課)
- ・「社会参加支援加算の平成 28 年度における算定の届出について」  
(平 28. 3. 18 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課)

事務連絡  
平成28年3月18日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省老健局老人保健課

「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.6）（平成28年3月18日）」  
の送付について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本日「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.6）（平成28年3月18日）」を送付いたしますので、貴県又は貴市におかれましては、御了知の上、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.5）（平成28年3月11日）は削除いたします。

※ 今回のQ&Aに関する御質問については、下記サービスごとの問い合わせ先をお願いいたします。

厚生労働省 代表 03-5253-1111

【訪問・通所リハビリテーション】 ⇒ 老人保健課（内線3943、3963）

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 6)  
(平成28年3月18日)

【訪問・通所リハビリテーション共通】

問 社会参加支援加算に係る解釈通知における、「(i) 当該事業所における評価対象期間の利用者ごとの利用者延月数の合計」は、具体的にはどのように算出するか。

(答)

社会参加支援加算は、利用者のADL・IADLが向上し、社会参加に資する取組に移行する等を指標として、質の高いリハビリテーションを提供する事業所を評価するものである。

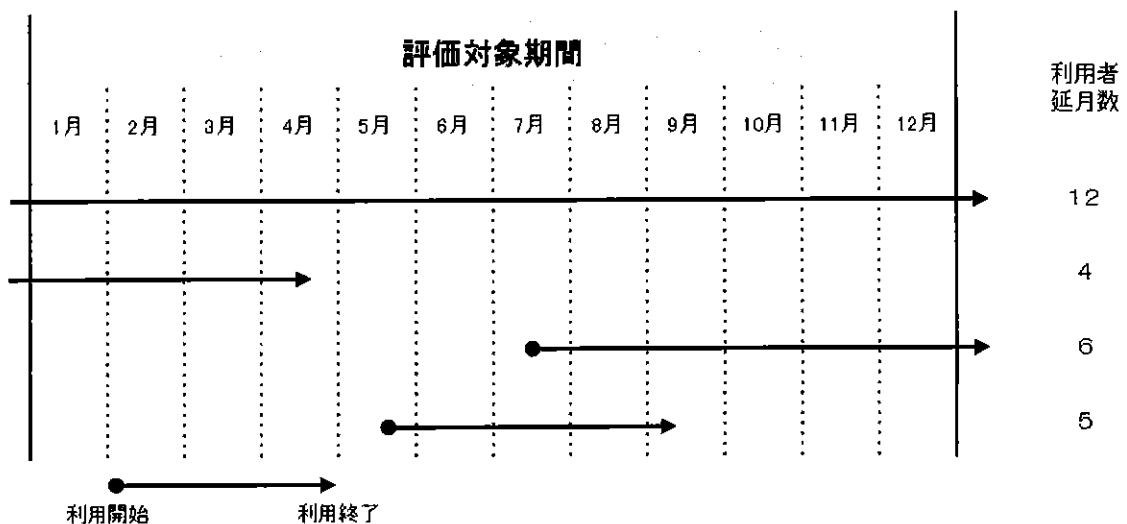
そのため、「社会参加への移行状況」と「サービスの利用の回転」を勘案することとしている。

このうち、「サービスの利用の回転」の算定方法は下記のとおりであり、平均利用月数が48月以内であることを要件している。

$$\frac{12\text{月}}{\text{平均利用月数}} \geq 25\%$$

この平均利用月数を算出する際に用いる、「(i) 当該事業所における評価対象期間の利用者ごとの利用者延月数の合計」とは、評価対象期間に当該事業所を利用した者の、評価対象期間におけるサービス利用の延月数(評価対象期間の利用者延月数)を合計するものである。なお、評価対象期間以外におけるサービスの利用は含まない。

(評価対象期間の利用者ごとの利用者延月数のイメージ)



※ 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.5) (平成28年3月11日)は削除する。

事 務 連 絡  
平成 28 年 3 月 18 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省老健局老人保健課

社会参加支援加算の平成 28 年度における算定の届出について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、「平成 27 年度介護保険改定に関する Q&A (平成 27 年 4 月 1 日)」において、「4 月から 12 月の状況をもって、翌年の 3 月 15 日までに届出を行い、平成 28 年度から取得する」こととなっております。

先般、「平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol.5) (平成 28 年 3 月 11 日)」(以下、Q&A (vol.5)) により、標記加算に関する算定方法について周知させていただきましたが、本日、「平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol.6) (平成 28 年 3 月 18 日)」により、Q&A (vol.5) を削除し、算定方法の詳細について再周知させていただいたことを踏まえ、平成 28 年度の社会参加支援加算の算定の届出については、本年 3 月 28 日までは受理いただくよう、各都道府県の介護保険主管部(局)に依頼をしているところです。

日本医師会におかれましても、上記の取り扱いにつきご承知いただきますとともに、会員各位に対しご周知いただきますようお願いいたします。